

令和8年度

京都農林水産総合庁舎冷温水発生機分解点検整備業務

仕様書

近畿農政局

第1章 総則

令和8年度京都農林水産総合庁舎冷温水発生機分解点検整備業務の実施に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「同（建築工事編）」、「同（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。

第2章 作業内容

1. 目的

本業務は、京都農林水産総合庁舎の冷温水発生機の分解点検整備（オーバーホール）を行うものである。

2. 履行場所

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

京都農林水産総合庁舎本館地階冷暖房機械室

3. 概要

本業務の概要は次のとおり。

（1）冷温水発生機分解点検整備 1式

1) 製造会社 : 川重冷熱工業株式会社

2) 型式 : Σ TEG-400DN6C

3) 製造番号 : 92557

4) 製造年月日 : 2008年2月

4. 数量

別紙作業項目表のとおり。

第3章 作業条件

1. 作業時間の制限

本業務の実施にあたっては、夏季冷房停止後から冬季暖房運転開始までの機器停止期間に実施するものとし、来庁者及び職員への安全対策を十分に講じた上で、執務に支障がない範囲内で、土・日曜日又は祝日（以下「閉庁日」という。）以外の平日に作業を実施するものとする。ただし、あらかじめ発注者と協議し、監督職員が認めた場合には、その他の日時であっても作業を実施することができるものとする。

本業務を実施する時間帯は、原則として、午前8時30分から午後5時00分まで（後片付けを含む。）とする。

2. 電力及び用水

本業務に必要な電力及び用水は、受注者の負担とする。

なお、次のものは、庁舎の施設を無償で使用できるものとする。

- ・作業区域の照明及びコンセント
- ・庁舎内のトイレ・手洗い
- ・点検整備後の試運転及び完成検査時の電力

第4章 使用材料

本業務で使用する主要材料の規格及び品質は、標準仕様書によるものとし、使用前に試験成績書、品質証明書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

第5章 環境配慮のチェック・要件化

ア 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

③ 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

イ 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

① 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

② エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

③ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

④ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

⑤ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

⑥ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第6章 留意事項

1. 一般事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係諸法令を遵守すること。
- (2) 作業に先立ち、作業日毎に入場作業員名簿及び庁舎敷地に駐車する車両番号と台数を、監督職員に提出すること。
- (3) 庁舎構内の資材置き場については、監督職員と打合せの上決定する。
- (4) 作業実施に当たっては、必要な養生を行うこと。また、庁舎内の作業終了後は、その都度清掃及び後片付けを行うこと。
- (5) 作業実施に当たっては、庁舎施設・備品等に損傷を与えないよう十分注意すること。なお、受注者の責により損傷を与えた場合は、速やかに復旧すること。
- (6) 本業務の実施に伴い発生する廃棄物は、関係法令に従いにに基づき、適正に処理を行うこと。また、処理した事を証明する書類を提出すること。
- (7) 作業実施に当たっては、騒音、振動、粉塵等の対策について十分に配慮し、職員等との協調を図り、業務の円滑な進捗と事故防止に努めなければならない。

第7章 その他

1. 報告書

報告書は、次のものを提出しなければならない。

- ・写真：紙媒体 1部
- ・報告書：機種明細表、保証書、取扱説明書、試験成績書、
環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書

2. その他

その他本仕様書に定めのない事項又は業務実施に際し疑義が生じたときは、必要に応じて監督職員と協議し、その指示に従うこと。

作業項目表

作業項目	数量	単位	備考
1. 運転盤取替			
運転盤 (P盤タッチパネル)	1	台	取替部品
サーミスタ	1	式	取替部品
抽気圧力センサー	1	個	取替部品
排ガス温度センサー	1	個	取替部品
コントロールモータ	1	個	取替部品
2. 燃焼部品取替			
ファン (インペラ) 手配時製造番号等必要 Σ A用	1	個	取替部品
バーナモータ IE3 手配時製造番号等必要 Σ A用	1	個	取替部品
コントロールモータ	1	個	取替部品
火炎検出器	1	個	取替部品
ガスユニット弁	1	式	取替部品
圧力スイッチ	1	個	取替部品
電磁弁	1	個	取替部品
点火トランス	1	個	取替部品
ガス圧スイッチ サンレー配管	1	個	取替部品
3. 溶液ポンプ及び真空部品取替			
低温吸収液ポンプ	1	台	取替部品
低温ポンプ吐出配管組立	1	個	取替部品
高温吸収液ポンプ	1	台	取替部品
高温ポンプ吐出配管組立	1	個	取替部品
冷媒ポンプ	1	個	取替部品
真空弁スピンドル	1	個	取替部品
改良型フロート弁組立	1	個	取替部品
抽気ポンプ G-10DA (200V)	1	個	取替部品
圧力逃し弁	1	式	取替部品
ネオプレンゴム	1	個	取替部品
冷媒切替弁	1	個	取替部品
圧力検出器	1	個	取替部品
Oリング	1	個	取替部品
工事用窒素ガス	3	本	
4. 吸収液濾過精製			
吸収液サンプリング分析 濾過精製前後	2	検体	
5. 冷却水系伝熱管ブラシクリーニング			
凝縮器パッキン	1	枚	取替部品
吸収器パッキン	1	枚	取替部品

令和8年度京都農林水産総合庁舎冷温水発生機分解点検整備業務 位置図

